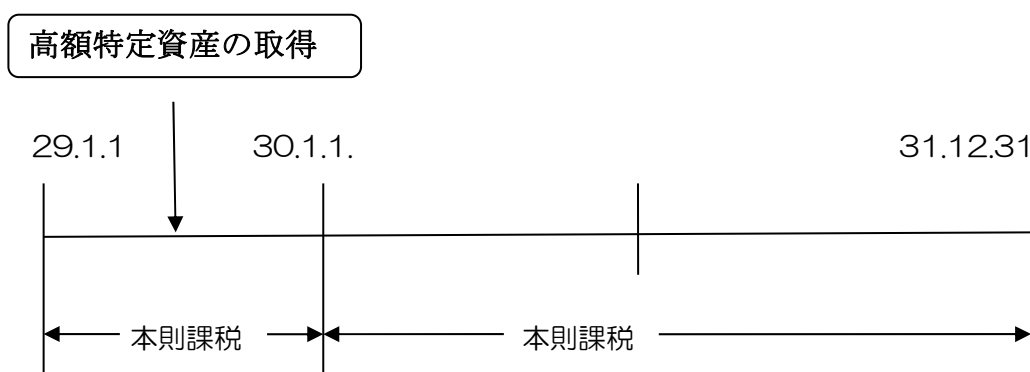


～高額特定資産を取得した場合の取扱い～

高額特定資産を取得した場合の中小企業者に対する特例措置の適用関係が見直しされました。

【制度の概要】

事業者が事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産（※）の仕入れ等を行った場合には、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用しないこととされました。



※ 「高額特定資産」とは・・・

一の取引の単位につき、

税抜きの取得価額が1,000万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産をいいます。

また、自己建設高額特定資産（※）については、その自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の支払対価の額（事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間において行った原材料費及び経費に係るものに限り、消費税に相当する額を除きます。）の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の翌課税期間から、その建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用しないこととされました。

※ 「自己建設高額特定資産」とは・・・

他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産をいいます。

【適用開始時期】

平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に適用されます。

【経過措置】

平成27年12月31日までに締結した契約に基づき、平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、上記規定は適用されません。